

令和2年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月7日）

○出席議員

- 1 番 米 田 利 彦
- 2 番 村 田 茂
- 3 番 川 田 修
- 4 番 板 東 絹 代
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 8 番 藤 枝 善 則
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 立 井 武 雄
- 12 番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	丹羽敦子
総務部長	古川和之
産業建設部長	小坂宜弘
教育次長兼社会教育課長	尾野浩士
特命部長兼危機管理課長	鈴谷一彦
民生部長	原田賢
税務課長	石森典彦
総務課長	松下師一
チャレンジ課長	入口直幸
建設課長	吉崎英雄
産業環境課長	谷本富美代
上下水道課長	富士雅章
環境センター所長	飯田雅章
長寿社会課長	山下真穂
福祉課長	藤田弘美
住民課長	佐藤友美
学校教育課長	河野歩美

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	森吉梢

令和2年松茂町議会第4回定例会会議録

令和2年12月7日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

春 藤 康 雄 議員

（1）松茂町において、企業誘致とは

川 田 修 議員

（1）避難所の高齢者・障がい者対策について

板 東 絹 代 議員

（1）ゴミ問題について

藤 枝 善 則 修 議員

（1）新型コロナ対応について

（2）町長の進退について

日程第2 議案第61号 松茂町老人福祉センター「松鶴苑」に係る指定管理者の指定
について

日程第3 議案第62号 松茂町児童クラブに係る指定管理者の指定について

日程第4 議案第63号 長原ふれあい館に係る指定管理者の指定について

日程第5 議案第64号 中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について

日程第6 議案第65号 中喜来地区北部農村公園に係る指定管理者の指定について

日程第7 議案第66号 中喜来地区農事集会所に係る指定管理者の指定について

日程第8 議案第67号 満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

日程第9 議案第68号 長岸コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

日程第10 議案第69号 北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定について

日程第11 議案第70号 豊岡地区農事集会所に係る指定管理者の指定について

日程第12 議案第71号 長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定について

日程第13 議案第72号 松茂町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

日程第14 議案第73号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 日程第15 議案第74号 松茂町議会議員及び松茂町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第16 議案第75号 松茂町公園及び緑地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第76号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第77号 松茂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第78号 松茂町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第79号 松茂町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第80号 松茂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第81号 松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第82号 令和2年度松茂町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第83号 令和2年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第84号 令和2年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第85号 令和2年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第86号 令和2年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第87号 令和2年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第88号 令和2年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第89号 令和2年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）

令和2年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月7日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから令和2年松茂町議会第4回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。本日は一般質問の日となっております。質問される議員の皆さん、また答弁される理事者の皆さん、しっかりとした質疑応答で一般質問を終えられることをお願いいたしまして、冒頭の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【佐藤道昭君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

○議長【佐藤道昭君】　日程第1「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました10番春藤康雄議員に申し上げます。

春藤議員。

○10番【春藤康雄君】　おはようございます。何かと忙しい師走に入り、コロナに明けて、コロナに暮れる毎日でございます。コロナワクチンの予防接種を一日も早く望む毎日でございます。

では、私が通告してございます一般質問に入らせていただきます。

お忙しい中にもかかわらず傍聴される方、誠にありがとうございます。最後までよろしくをお願いいたします。

まず、第1点といたしまして、令和2年松茂町において企業誘致とは現在の町行政を行う上におきまして、どの程度のウエートを占めているのでしょうか。お尋ねをいたします。

2点目といたしまして、令和2年11月13日の徳島新聞によりますと、トヨタ自動車とパナソニックが設立した出資会社では、ハイブリッド車向けの電池を生産する拠点といたしまして、2022年の稼働を目指し、松茂町豊久に工場を新設して、県内から100名以上の採用をする考えを明らかにしております。この誘致は、本町がこれから繁栄するための貴重な出来事であります。日本を代表する企業が松茂町にハイブリッド車向けの電池の生産拠点を置くことは、我々議員も大変うれしく思うところですが、一抹の不安も少しございます。

徳島県内の市町村においても、企業に対する工場誘致を頻繁に行っているのですが、本町では、松茂町と松茂町議会が協力をして、今後も優良企業の誘致を実現させたいと強く町行政に要望しますが、松茂町が町として生き残るために、町と議会で、英知を結集して、優良企業の誘致計画を早急に取り組み、雇用を第1に目指していただきたいと思うところであります。

そこで質問でございますが、近頃は、日本各地で県や市町村が一丸となって、優良企業の誘致合戦を繰り広げておりますが、このたびのトヨタ自動車とパナソニックが設立した出資会社の誘致獲得に、徳島県や松茂町では、いつ頃から誘致計画を行い、また、企業に対する誘致営業をしていたのでしょうか、お伺いしておきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 小坂産業建設部長。

○産業建設部長【小坂宜弘君】 それでは、春藤議員のご質問に答弁申し上げます。

まず、1点目の、企業誘致とは、現在の町行政を行う上でどの程度のウェイトを占めているかにつきましては、松茂町の行政で、企業誘致は財源の確保や雇用の確保が得られることから、重要な施策であると考えております。

まず、松茂町で、農用地などの土地利用の規制があることから、小規模な地区単位で、その区域の特性にふさわしいまちづくりを行うため、地区計画を策定し、企業誘致を促進しております。それに加えて、優遇措置として、町内に新たに1億円以上の固定資産を取得した場合には、3年度間、固定資産税を全額減免する奨励措置と、5人以上の町民を雇用した場合は、1人につき50万円の雇用奨励金を交付するなど、企業誘致に努めております。

2点目の、いつ頃から誘致計画を行い、誘致営業をしていたのかにつきましては、ご質問のありましたトヨタ自動車とパナソニックの合弁会社、プライムプラネットエネルギー&

ソリューションズ株式会社の誘致計画や誘致営業につきましては、行政サイドからは、誘致活動はいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 春藤議員。

○10番【春藤康雄君】 簡単な答弁でございましたが、私の質問に対して答弁がございました。住民の教育や福祉の増進に務めるには財源が必要でございます。様々な知恵を絞って、町民のために必要な財源を獲得して取り組んでいただきたいと思います。

最後に、このたびのトヨタ自動車とパナソニックが設立した出資会社では、県知事に対して説明があったが、協力を求めておりました町議会に対しても何の説明もなく、無駄な時間が過ごされてきました。町が受けるメリット、またデメリットをもう少し具体的に説明を求めておきます。よろしくをお願いします。

○議長【佐藤道昭君】 森副町長。

○副町長【森 一美君】 春藤議員の再質問にご答弁を申し上げます。

春藤議員ご指摘のとおり、財源確保は、行政を推進する上で必要不可欠でございます。そこで、企業誘致等、財源確保の観点から、松茂工業団地を例に具体的に申し上げてみたいと思います。

現在、松茂工業団地には20社が操業をいたしております。令和元年度の決算では、工業団地内企業に係る固定資産税が約4億5,700万円で、松茂町全体の固定資産税の32.8%を占めております。また、法人町民税では、工業団地内企業で約1億1,300万円で、松茂町全体の43.2%を占めております。

このように、松茂工業団地で操業する企業からの税収は、松茂町の歳入に対しまして、大きな割合を占めており、松茂町が徳島県下で財政状況が良好であると評価される一因でもございます。従いまして、企業誘致は、財源確保の観点から非常に重要でございます。

また、町民の皆さんの働く場の確保の観点からも企業誘致は重要でございます。同じく松茂工業団地を例に申し上げますと、現在20社で約2,300人の従業員の方々が働いておられます。日本全体で人口が減少している現状で、働く場の確保は、人口増への大きなプラス要因となります。

以上がメリットでございますけれども、デメリットにつきましては、一般的に、排水などによる環境問題がございます。

このたびのトヨタ自動車とパナソニックの合弁会社、プライムプラネットエナジー&ソ

リューション株式会社については、排水は流域下水道に排出することとなります。この場合、下水道法第12条の2の規定により、基準に適合しない汚水を排除してはならないとされておりま

す。次に、松茂町下水道条例第16条では、下水に排出できる7項目の基準を定めております。具体的には、アンモニア性窒素含有量、水素イオン濃度、pH、生物化学的酸素要求量、BOD、浮遊物質、ノーマルヘキサン抽出物含有量、窒素含有量、及びリン含有量の7項目の基準が定められております。これらの基準に適合しない場合は、排出することができません。また、下水道法第12条の12において、事業者は水質を測定し、その結果を記録しなければならないと規定をされております。

これらのことから、排水による環境負荷への悪影響など、デメリットはないものと考えております。

コロナ禍で景気後退のときに新たな企業立地は、松茂町にとって明るいニュースでございます。今後も積極的に企業誘致に努めてまいりますので、ご支援のほどよろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○10番【春藤康雄君】 お願いいたします。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 議事都合により、小休します。

午前10時16分小休

午前10時17分再開

○議長【佐藤道昭君】 それでは、小休前に引き続き再開いたします。

続きまして、通告のありました3番川田議員にお願いいたします。

川田議員。

○3番【川田 修君】 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

10月24日に令和2年度松茂町総合防災訓練が行われ、私は、松茂中学校の避難訓練に参加をしました。そのときに、中学校で感じたことは、屋上まで上がらないといけないのだなということでした。2階への階段を上り終わると息が次第に上がり、手すりにしがみつくように階段を上る状況になってきました。

前を行く高齢女性のグループも同じような状態だったと思います。手すりが片側しかな

いので、後ろをついて行きました。何で両側に手すりが無いのだろうとそのとき強く感じました。

このときの体験と、10月26日の徳島新聞の記事、学校トイレの洋式化に格差という記事を見て感じたことを質問します。

私は、指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる場所について確認調査をしました。これは全て町の管理施設でございます。

まず手すりについてです。階段両側の手すりの設置状況は、小・中学校4校と、総合体育館の外部階段で、両側手すりの設置ができていません。あとの施設は、おおむね設置できていました。総合体育館の外部は、敷地の中で高低差が多くつけられており、階段が何カ所かありますが、手すりは設置されていません。また、2階への外部階段は非常に幅が広く、両側だけでなく中央部にも手すりが必要だと思います。

4校を含む避難施設は、高齢者・障がい者対策の意味からも、階段両側へ手すりを設置するべきだと考えます。町の考え方を質問します。

次に、トイレの洋式化について質問します。

10月26日の徳島新聞の記事によると、公立小・中学校のトイレの洋式化率は全国平均で57%。県内平均が43.7%、町内4校の平均は46.1%となっています。県南の町の話として、学校は避難所となっているため、災害対策の一環としても、今後も洋式化を進めていきたいと話をしていると記事になっていました。これは、足の不自由な高齢者や障がい者を見据えてのことだと思います。トイレ洋式化の目標値は、徳島市や勝浦町が90%、阿南市などが80%以上を掲げています。学校教育課に問合せをしたところ、松茂町では、目標値を設定していないとのことでした。

改めて質問します。目標値を聞かせてください。

町内の避難所へは段ボールトイレ等が分散備蓄されていると聞いています。これで、高齢者・障がい者対策への配慮はされているとは思いますが、既設トイレの洋式化も進める必要があると思います。町はどのように取り組んでいくのか、質問します。

○議長【佐藤道昭君】 尾野教育次長。

○教育次長兼社会教育課長【尾野浩士君】 川田議員の質問にご答弁をいたします。

まず、学校施設の手すりの設置についてでございます。学校施設の整備については、文部科学省の定める小中学校の学校施設整備指針に基づいて、整備改修を行っております。この整備指針では、重要度を3段階に分け、重要度の高いものから順に、重要である、望

ましい、有効であると表現し、重要であると表現されたものについては、標準的に備えるべきものとされており。この中には当然手すり及びトイレについての記載もあり、これまでも実情に合わせて必要な改修を行ってまいりました。

手すりにつきましては、議員ご指摘のとおり、現在片側のみの設置となっております。また、整備指針では、「障害のある児童生徒や教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、障害者等の活動に対応できるよう滑りにくい材質の手すりを廊下、階段の両側、トイレなどに設けることが望ましい」とあり、重要度では特に高いものではありません。しかし、学校が避難所としての機能を持つことから、高齢者などの避難弱者が避難しやすいように、学校の階段の中から避難経路となり屋上につながる階段について、順次両側手すりの設置を進めてまいりたいと考えております。

次に、総合体育館の手すりの設置についてでございます。平成12年6月1日に建築基準法が改正され、一定規模の階段には手すりの設置が義務づけられました。総合体育館は、昭和54年10月に竣工しており、当時の建築基準法には、手すりの設置の規定はなく、また、当該法改正以前に完成した建物には、この規定は適用はされません。

総合体育館には、外階段が大小合わせて15カ所ありますが、まず避難所となる2階の観覧席へ続く3カ所の大きな階段は、いずれの階段も手すり設置義務要件適用外の蹴上げ15cm以下、踏面30cm以上であり、その両端には、手すり又は側壁が設置されており、改正建築基準法においても、抵触するものではございません。

また、先ほどご答弁申し上げました学校の階段と異なり、階段の全長は、それぞれ短いものでございます。また、その他の外階段につきましては、高さが1m以下の階段であり、手すりの設置は不要な規模のものでございます。

以上のようなことから、現在の手すりや側壁をもって十分対応できるものと考えております。

次に、学校施設のトイレの洋式化についてでございます。現在のところ、洋式化の目標数値を明示したものはございません。また、整備指針では、洋式トイレを採用するなど、生活様式や児童生徒のニーズ等を踏まえたトイレを計画することが重要であると、重要度の高いものとされており。議員ご指摘の現在の整備状況は、5つのうち2つ以上を洋式トイレとしている計算であり、また、各校、各階のトイレ毎に洋式トイレを設置していることから、整備指針の示す内容を満たすものであると考えております。

また近年、各家庭の洋式トイレ化が進んでおり、家庭で和式トイレを使う機会が少なく

なる中、学校で和式トイレの使い方を学ばせるべきという考え方や他人が座ったトイレに座ることに抵抗を感じるという考え方もあり、学校施設での、和式トイレの必要性も感じています。

今後は、学校の実情や各学校の校舎の老朽化に伴う改築なども念頭に置きながら、洋式化を図りたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 川田議員。

○3番【川田 修君】 答弁で、特に学校の関係においては、避難経路になっておる階段については、順次両側に手すりを設置していただくように計画をするということで、ご答弁いただきました。ありがとうございます。

総合体育館については、建築基準法に適法であるから計画をしてないということですが、この総合体育館は、いわゆるバリアフリー新法、正式名称は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律というのにも規制をされております。総合体育館は、特別特定建築物ということになりまして、2千㎡以上が規制にかかるわけですけれども、総合体育館は3,900㎡を超えておりますので、これの規制にかかります。既存不適格といいますが、基準に適合してない部分については、基準適合するように努力義務を課すということが条文にも書かれております。ですから、努力義務ということは、義務ほど強くはないけれども、できれば基準に適合するようになっていくことが望ましいというふうなことだろうと思います。このことに関して、町はどのように考えていきますか。再度質問します。

○議長【佐藤道昭君】 尾野教育次長。

○教育次長兼社会教育課長【尾野浩士君】 再問にご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のバリアフリー法は、平成18年12月に、高齢者、障害者等の円滑化の移動等促進に関する法律、通称バリアフリー法と言うそうです。この法律が施行されました。この法律は、高齢者、障害者等の移動上、及び施設の利用上の利便性、及び安全性の向上の促進を図ることを目的として施行されたことは承知をしております。本町の総合体育館は、特別特定建築物に分類をされますことから、バリアフリー法第14条により、今後、当該建築物を政令で定める規模以上の建築の変更等を行う場合において、建築物移動等円滑化基準に適合させることが義務づけられることとなっております。

現状、総合体育館にはスロープは2カ所、手すりも設置されていることから、ある程度の利便性は保たれていると考えております。

従いまして、議員ご提案の手すりの設置につきましては、今後、改修に合わせて考えることといたします。どうぞご理解のほどよろしく申し上げます。

以上、再問への答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 川田議員。

○3番【川田 修君】 答弁ありがとうございます。今回の質問は、高齢者・障がい者等に優しい避難所にするべきだとの趣旨で質問をしておるわけでございます。ですから、たちまちの整備は努力義務ですから、してもしなくてもいいんですが、努力義務があるということは、した方がいいということでございますので、今後できるだけ、そういう方向で取り組んでいただけたらと思います。

以上で私の方の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました4番板東絹代議員にお願いします。

板東議員。

○4番【板東絹代君】 失礼します。改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

質問は、ゴミ問題についてです。廃棄物処理とリサイクルの推進は、町の発展の上で重要なテーマです。最近では、簡易包装やエコなどを意識して、買物袋を有料化する取り組みも始まっています。本町では、分別なども積極的に行っていると認識しております。

そこで、松茂町のゴミ問題を女性目線、主婦目線で考えてみました。私たちの日常生活に伴って生じる家庭系ゴミ。ゴミの種類は、生活の多様化に伴い年々増え続けています。日本は、過剰包装の傾向が強く、個包装のお菓子を1袋消費すると、かなりの量のプラスチックゴミが出ます。特に、使い捨て型の商品や容器の普及により、プラスチック製容器包装のゴミの量は増え続けて、町民の方は収集日までのゴミの保管場所に苦慮されているようです。

また、ゴミの処理について、様々な問題が発生しています。ゴミ問題を解決するためには、行政の役割と町民一人ひとりの役割があります。衛生的で快適な生活ができるための町民の関心が高いゴミ問題についてお伺いします。

1点目、ゴミ収集の現状の問題点と今後の課題について。2点目、ゴミのリサイクル率向上にどのように取り組む考えがありますか。3点目、ゴミの不法投棄の現状と対策について。4点目、プラスチック製容器包装の収集回数は、近隣の鳴門市、北島町、藍住町よ

り、残念ながら本町の収集回数は少ない状況です。また、昨年9月の暮らしや地域活動に関する町民のアンケート調査では、プラスチックゴミの回収を要望する意見もあることから、プラスチック製容器包装の収集回数を増やす考えはありませんか。5点目、月1回の紙の日、持ち寄り場所まで遠くて持っていけない高齢者の方がいます。対応する考えはありませんか。6点目、未来ある子どもたちがゴミ問題について学習して、自分にできることやどうあるべきかを考えてもらうことは大事なことです。環境学習を通して、子どもから大人へと広げていくきっかけをつくってほしいと思います。小学生にゴミ問題と環境学習はしていますか。以上、6点お伺いします。

○議長【佐藤道昭君】 小坂産業建設部長。

○産業建設部長【小坂宜弘君】 それでは、板東議員ご質問のゴミ問題について答弁申し上げます。

最初に、ゴミ収集の現状の問題点及び今後の課題と、ゴミのリサイクル率向上への取り組みについてお答えをいたします。

まず、ゴミの現状につきましては、徳島県公表の最新データでは、平成30年度の1人1日当たりのゴミ排出量は松茂町1,149g。県平均は954gとなっており、松茂町は県平均より1人1日当たり約200gのゴミが多く排出されているという結果となっております。県平均より多くのゴミが排出される要因は、粗大ゴミの回収方法にあると考えております。近隣の自治体においては、予約申し込みによる不定期的な回収や中間処理施設への直接持込みとなっており、松茂町においては月2回の定期的な収集を行っております。粗大ゴミ1人1日当たりの排出量といたしましては、松茂町75g、県平均は23gとなっており、約3倍の排出量となっております。ゴミの排出量が県平均より上回ってはおりますが、ゴミ行政といたしましては、より良いサービスの提供がなされているものと考えております。

しかしながら、問題点もございます。同じく県が公表しておりますリサイクル率でございますが、平成30年度、松茂町14.6%、県平均は16.6%。平成29年度、松茂町14.2%、県平均は16.8%と、若干ではございますが県平均を下回った数値となっております。

これらを踏まえ、町といたしましては、より良いサービスの提供を維持しつつ、ゴミの減量化、再資源化について取り組んでいくことが重要な課題だと考えております。

また、この施策を行うためには、町だけではなく、町民、事業者を含めた適切な役割分

担のもとで、積極的な取り組みが必要不可欠なものとなっております。町の役割といたしましては、町民・事業者に対してのゴミの排出抑制・再資源化の周知、啓発の徹底。学校などでの環境教育・普及啓発及び集団回収の促進を図るなどがございます。町民の方々へお願いする取り組みにつきましては、ゴミの減量化はさることながら、燃やせるゴミの中に資源ゴミを混在させないなど、分別の徹底、スムーズな収集を行うため、収集日以外のごみは出さない。また、事業者に対しましては、排出抑制や事業系一般廃棄物・産業廃棄物などの区分けの徹底を行っていただくことが重要であると考えております。町といたしましては、町民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、さらなるゴミの減量化・再資源化を計画的に行っていきたいと考えております。

次に、ゴミの不法投棄の現状と対策についてでございます。

現在、町内においてゴミの不法投棄は発生しており、約90カ所に不法投棄防止用の看板を設置しております。不法投棄の対策といたしましては、環境美化担当職員による町内パトロールや先ほど申しあげました不法投棄防止の看板・不法投棄防止用監視カメラ設置などによる取り組みを行っております。また、悪質な内容につきましては、警察などの関係機関と連携し、不法投棄者への注意、指導などの対処を行っております。

次に、プラスチック製容器包装の収集回数を増やす考えについての問いにお答えをいたします。

現在、プラスチックゴミの収集につきましては、議員ご指摘のとおり、月2回の収集を行っております。ゴミの量といたしましては、平成29年度、約246t、平成30年度、約248t、令和元年度、約253tとなっており、若干ではございますが、増加傾向となっております。また、プラスチックゴミについては容積が大きいため、ゴミ収集柵の中に収まらず、柵外に出されている箇所も少なくはありません。

環境省は、国内でのプラスチックゴミの増加や海洋投棄の問題などから、令和2年7月、プラスチック製レジ袋の全国一律有料化を実施いたしました。しかしながら、一方で、来年度、確定ではございませんが、現在、不燃ゴミとして収集を行っておりますゴミの一部をプラスチックゴミとして再資源化をするという動きもございます。松茂町も、今年度から、SDGs持続可能な開発目標に取り組んでおり、その1つとして、環境に配慮したゴミ行政を行う考えでございます。

このことから、町民の方々にもさらなる分別の徹底、再資源化に向けた取り組みを行っていただくなどのご協力をいただき、プラスチックゴミの適正な収集、処理及び環境美化

の重要性を考慮し、月2回の収集を月4回にいたしたいと考えております。実施時期につきましては、令和3年5月からの実施予定とさせていただきたいと思っております。

続きまして、月1回の紙の日の持ち寄り場所まで遠くて持っていけない高齢者の方の対応でございます。

平成10年度から実施しております紙の日の古紙などのリサイクルにつきましては、現在25カ所の持ち寄り場所を設置し、月1回の回収を行っております。議員のご指摘いただいております高齢者の方々への対応につきましては、古紙回収業者などの関係先と協議を行い、早い段階でのより良い回収方法などを模索してまいります。

最後に、小学生に対するゴミ問題などの環境学習についてでございます。

町内、3小学校の4年生につきましては、年1回1時間程度ではございますが、社会科授業の一環として、第二環境センターでの見学、勉強会を実施しております。

内容といたしましては、実際に現場を見ていただきながら、ゴミ処理に係る作業工程を説明し、引率の先生方や生徒たちが疑問に思ったことへの質疑対応などを行っております。子どもたちに対しましては、ご家庭でもゴミ問題を考えてもらえるようお願いをしているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○4番【板東絹代君】 1点、再問します。

小学4年生が年1回1時間の環境学習を第二環境センターで実施しているということですが、その学びから、学校や家庭から出るゴミの種類と出し方やゴミを減らすために自分たちができることをもっと考えさせたいと思います。学校で、担当職員による環境学習をする考えはありませんか。内容としては、例えば、ゲーム感覚で面白く学べる工夫等、どうでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 小坂産業建設部長。

○産業建設部長【小坂宜弘君】 それでは、再問について、答弁申し上げます。

町といたしましても、子どものときから環境教育を学ぶことにより環境問題を自分自身の問題と捉えることや環境問題を家庭内で話し合うことが重要であると認識しております。

先ほど答弁申し上げました町が推し進めておりますSDGsの環境に配慮したゴミ行政の取り組みの1つといたしまして、学校、教育委員会と連携し、出前授業などへの担当職員の派遣にも努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○4番【板東絹代君】 ご答弁ありがとうございます。

令和3年5月からプラスチック製容器包装の収集回数を月4回に増やしていただけていることですね。ありがとうございます。収集カレンダーの周知方法に努めてくださいますようお願いいたします。

ゴミ問題については尽きることがないようです。プラスチックゴミ問題に関しては、世界的な関心が高まっています。国は、プラスチックゴミを大量に排出する事業者にリサイクルを義務づける方針です。プラゴミ削減、海洋生物を守るなど、環境汚染の防止に積極的に取り組みを進めるようです。家庭ゴミについては、プラスチック製品と容器包装を一括回収して、リサイクルする方針を既に決めているようです。早ければ2022年度からの適用を目指す方針です。

本町もSDGs持続可能な開発目標の取組の中に、ゴミの減量化、再資源化に対応していく力強いお考えをお伺いしました。町と町民が一体となり取り組むことが重要です。分別の徹底、ルールを守ってゴミを出すなど、町民一人ひとりがゴミ問題への取組を真剣に考えていかなければなりません。ゴミがゴミを呼ぶことから、ゴミ捨場をきれいな状態を維持することもゴミの不法投棄を未然に防ぐ効果はあるそうです。生活していく中で、地球環境を大切にする気持ちで、心がけて生活をしていきたいものです。

1点、お願いしておきたいことがあります。ご答弁は結構です。高齢者の方が歩いてゴミ出しに行くのは大変で、特に重いゴミのときなど、ゴミ出しのために車に乗る。そのため、免許証返納ができないとの声をお聞きします。今後は、高齢者が増えると、ゴミの収集場所までゴミを出せなくなるのが想定されます。対処できるように考えていただくことをお願いしておきます。

最後になりますが、本年3月第1回定例会において、藤枝議員のゴミ収集の質問に、令和3年度にはゴミ分別ガイドブックを分かりやすく見直して、作成してくださるご答弁がございました。期待をしていますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 議事の都合上、小休します。

午前10時57分小休

午前10時58分再開

○議長【佐藤道昭君】　引き続き再開いたします。

続きまして、通告がありました8番藤枝善則議員にお願いいたします。

藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】　それでは、許可を得ましたので一般質問に入らせていただきます。

まず、私の方からは大きく分けて2点ございます。

まず、1点目でございますが、新型コロナ対応についてでございます。

新型コロナウイルスにつきましては、皆さん既にご承知のとおり、世界各国で感染症が増え続けております。日本も例外ではございません。日本の場合は、経済との関係で思い切った対応策を取られてないということで、いまだ収束の気配も見せておりません。特に、重症者患者が増え続けて、医療崩壊が危惧されております。先日、大阪府でも医療非常事態宣言が発表されました。東京では、一般診療にも影響が出始めているとも言われております。徳島の場合は、医療崩壊という、まだ逼迫したような報道されておられませんけれども、特に、今回大阪で非常事態宣言がなされたということは、徳島は関西広域連合に加盟しておりますので、影響が出てくるのではないかなという心配もしております。

一方、イギリスにおいては、ワクチンが開発された、承認されたということで全世界が注目をして期待しているところであります。

そこで、私の質問でございますが、松茂町における感染防止対策については、経済対策を始め多くの費用を捻出して、いろいろな対策を講じておりますというのは承知しておりますが、松茂町で一旦発症、あるいは町民が感染したときに、町としてはどのような対策を取って、感染拡大の防止を行うのかということです。これ政府も、ほとんどの全国の知事さんも、国民や町民、県民の安全安心という言葉をよく聞きますが、実際に国民なり県民なり町民が安全安心してできるような対策を取られているのかなというのが1つの疑問でございます。

というところで、松茂町においてどうしておるのかなと。例えば、先日、町民が感染しましたが、そのとき、誰が感染したのか、どこの地域の人なのか、日常の買物等はどこでしているのだろうか、町内の病院には行ってないのだろうか、公共施設は利用していないのか、そういうような声を町民から聞いております。ということは、町民は非常に不安がっているわけです。もちろん個人を特定できる情報までは求めていないのですが、2

次感染を防止するには、そういう心配されている人、町民の方の協力がなければ難しいんじゃないかと思っております。

そこで、次の2点についてご回答をお願いいたします。

まず、1点目、町民が感染した場合、町としてはどのような対応をするのか。また、町内でクラスターが発生した場合などはどうか。町民への協力要請や情報収集を含め、拡大しないような対策をどう取るのかということです。

2つ目は、感染が治まる気配がない中、年末年始を迎えます。全国各地から多くの帰省者が想定され、忘年会や初詣、成人式など、多くの人と接触する機会が増えます。感染リスクが高まるのでないかと心配されております。成人式や消防出初め式をはじめ、年末年始の行事、イベント等、町主催や町が関係する行事をどうするのか、また町民への協力要請はどうするのか、お答え願いたいと思います。

○議長【佐藤道昭君】 鈴谷特命部長。

○特命部長兼危機管理課長【鈴谷一彦君】 藤枝議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、報道にもございますように、日々状況が変化しており、その対応は最優先課題でございます。町としても、最善の対応を致すべく、情報収集また物資の補充・確保を継続している状況でございます。

1つ目のご質問にありました町内において新型コロナウイルス感染者が確認された場合は、直ちに松茂町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、迅速な情報収集、情報共有、対応の検討を行い対策を実施いたします。

具体的には、感染者の行動歴がどうであったか、その状況による判断が必要でございます。保健所などによる調査で、感染者が町内の公共施設を利用したことが判明した場合は、県、保健所等と協議し、該当施設の閉鎖や必要な消毒作業を行います。さらに、施設利用者の把握についても保健所と調整し、その行事等の主催者へも連絡いたします。なお、クラスターが発生した場合も同様で、県、保健所と情報交換、連携を十分行い、該当施設の閉鎖、消毒作業など、状況に応じて適切な対策を講じます。

次に、町民の皆様へは、基本的な感染予防対策を無線広報を中心に周知し、県から発表のあった感染症の町内発生については、ホームページに掲載し公表いたします。感染者に対する差別や誹謗中傷の解消を目指す県条例の周知の継続。また、10月に実施した町総合防災訓練でも登録を呼びかけたCOCOAや徳島コロナお知らせシステムの活用なども引き続き広報誌・無線広報・ホームページなどで啓発してまいります。

2つ目のご質問にありました年末年始の行事・イベントは、感染防止対策を徹底し、規模を縮小した形で実施予定でございます。

まず、12月13日及び1月10日に開催予定のまつしげまるしえについては、会場で来場者の体温測定、手指消毒を実施、マスクの着用や連絡先の記入をいただきます。出店ブースの間は1mの間隔を保ち、3密を避けるため休憩場は配置しません。また、飲食はテイクアウトでの販売とするなど、3密対策・消毒を徹底し、開催予定でございます。

次に、1月10日に開催予定の成人式については、参加する新成人の方の2週間前からの体調確認や当日会場での検温・手指消毒の実施、マスクの着用や会場の換気等に加え、来賓など参加人数の制限や新成人の連絡先の事前把握など対策を徹底し、開催予定でございます。

しかしながら、今後の全国及び県下の感染拡大状況などにより、安全を第一優先とし、中止の判断をする場合がございます。何とぞご了承の程をお願い申し上げます。

さて、町民の皆様の感染不安につきましては、フリーダイヤルによるコールセンターを徳島県が設置しております。電話番号は0120-109-410番で、24時間利用可能です。発熱等の症状が生じた場合は、まずは身近なかかりつけ医に電話相談をしていただき、受診や検査の指示を受けるようにしてください。かかりつけ医がなく、相談できる医療機関もない場合は、徳島保健所の受診・相談センター、電話088-602-8950番へご相談いただくようお願いいたします。

町といたしましても、最新情報をもとに対処できるよう、引き続き緊張感を持って対応してまいります。

以上、私からの答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 答弁ありがとうございました。大体予想していたとおりの答弁ということになるかと思いますが、誰が考えても難しい問題だろうなと思います。

この中で1点目の町内で感染した場合の対応ですが、先日、私も町職員何人か聞きました。情報収集で。県から何も教えてくれないという答えでございます。これは、私が聞いた人、全て同じ回答でございました。県から情報が得られないということになりますと、町内で感染対策できないんですよ。今、特命部長が言ったように、情報が得られたら感染対策はこうしますというふうなことをおっしゃいましたが、情報を得られてないのがこの前の現状だったかと思います。そういうときにどうするのかなというところの説明が欲

しいなと思いますので、これは1つ、再問としてお聞きしていただきたいと思います。

それからもうひとつ、2番目の年末年始を迎えて、帰省者等が増えて感染リスクが高まるという件につきましては、いろいろ考えてやっていただいておりますが、特に町民に対して、例えばですよ、町長のほうから紙面で、こういうようなことに気をつけて年末年始を過ごしてくださいよというようなお願いも必要でないかなと。町民各個人の判断に任せるというのでなくて、町長自らの発信によって、そういうこともすべきでないかなというふうに思いますが、この2点についてよろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 鈴谷特命部長。

○特命部長兼危機管理課長【鈴谷一彦君】 失礼いたします。先ほど、藤枝議員から、県の方から情報が全くないというようなお話がございましたが、そういうことではございません。県から情報はございますが、知事の記者会見などでもありますように、実際県から公表されるのは、生まれた年代、性別、職業、それから居住地、松茂町の場合は松茂町、発症日、症状、発症2日前からの行動歴が公表されます。先ほど話がありました部分は、この行動歴のことだと考えております。実際にその方が町内でどのような施設に立ち寄るなどの行動歴がない。病院に行ったり、医療機関で検査を受けたというようなことまではあるんですが、それ以外の立ち寄り場所がないと。行動歴がないということで、情報が無い。そういうふうなことで理解をいただいたらと思います。あくまでも基本的な情報は、記者会見でもありますように、町の方にもございますが、行動歴が先ほど申し上げましたように対策をするには大切だろうと考えております。

それから、町民の方への周知につきましては、毎月の広報まつしげでも、新しい生活様式の例示でありますとか日々心がけることを毎月掲載しております。基本的なことにはなりますけども、マスクの着用、手指消毒、手洗いですね、3密を避ける、その辺りが大切と思っております。引き続き、広報で周知はしてまいります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 藤枝議員から、年末年始、町民の皆様に改めて呼びかけをしてはどうかということでもあります。広報まつしげの紙面につきましては、先ほど特命部長からも答弁いたしましたように、町民の皆さんに、コロナ感染症に対する感染しないように、今言われているところの3密でありますとか新しい生活様式の呼びかけはしっかりしているところでございます。

広報のせっかくの正月号、これ、町長の言葉として何かしてはどうかということであり
ますので、このご提案、考えさせていただきたいと思います。ご提案ありがとうございます。
した。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 答弁ありがとうございました。特に感染した場合の個人の行動
歴、これはまさに問題とするところで、あまり個人が特定するようなことをやりますと、
いろいろ問題もあるし、差別にもつながるといふようなところがあり、非常に難しいとこ
ろではあるのは承知しておりますが、町民の方ができるだけ、2次感染しないような対策
を取られるように情報収集をお願いしたいと思います。これで1つ目の質問は終わります。
次に、2つ目でございますが、町長の進退についてでございます。

町長の任期満了が来年8月です。世界中で流行している新型コロナウイルス感染症対策
の課題など、松茂町においても今後の状況は厳しいものだと考えられます。また、町長は、
人口が減少する松茂町の現状を打破するために、新交流拠点施設を核とした地方創生事業
にチャレンジされております。成果に期待するところでありますが、町長の進退について
は、町民の皆さんの関心も非常に高いと思います。町長は引き続き町政を担われるのか、
お考えをお伺いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、藤枝議員のご質問についてご答弁をさせていただきます。

今、新型コロナウイルス感染症への備えは、全世界的なレベルで課題になっております。こ
の分につきましては、ワクチンが普及して、特効薬が開発されるまでの間は、手や指の消
毒や3密を避けるなどの新しい生活様式を粘り強く実践することが大切であると考えてお
ります。本町でも、先ほどの議員の質問への答弁に示したように、県、保健所との連携を
図りながら、疫学的知見に基づいて感染対策を進めてまいりたいと考えております。

さて、議員から、私の進退についてお尋ねがございました。私が、強い意識を持ってお
ります本町の人口減少の問題は、平成26年1月の1万5,566人をピークとして、今
もなお、徐々にではありますが減少しております。今月1日の統計値でございますが、1
万4,959人となり、およそ7年で600人、率にして4%減少しました。

一方で、65歳以上の高齢者が着実に増加しており、平成25年9月に人口比20%を
超えると、今月1日の統計値では25.2%となり、実に町民4人に1人が高齢者という

高齢化社会を迎えております。私はこうした課題に対応するため、町政に臨む重要政策として、第1に、防災減災対策に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを進める。第2に、教育環境を充実させ、子育てしやすいまちづくりを進める。第3に、女性と高齢者の知識と経験を生かし、女性高齢者が地域で活躍する機会を設ける。そして、第4に、スポーツの振興を図り、人材の育成と健康づくりを進めると、4つの重要政策を挙げて、政策に取り組んでまいりました。

第1の政策、防災減災対策につきましては、町長就任直後に、3億円の大規模災害対策基金を設置し、発災に即応する財源を確保するとともに、役場立体駐車場の建設、長原地区避難タワーの建設など、ハード整備を進め、また、小・中学校において、防災教育を推進するなど、ハード、ソフトの両面から施策を展開してまいりました。第2の政策、教育と子育て支援の充実につきましては、まず放課後児童クラブの運営を見直し、児童クラブで宿題をすることにより、子どもたちの学びを支える体制を整えるとともに、松茂児童クラブと喜来児童クラブの施設増築を行いました。学校教育においても、丹羽教育長に先頭に立っていただき、子どもたちの自尊心を高める教育を推進するとともに、子どもたちの学びを地域社会全体が支えるコミュニティスクールを推進しております。第3の政策、女性や高齢者が活躍できるまちづくりにつきましては、新たにチャレンジ課を設置し、多くの女性や高齢者が参画したまちづくり会議の議論を経て、まつしげまるしへの開催を軌道に乗せるとともに、現在、まちづくり・地方創生と災害復興の拠点となる新交流拠点の建設を進めております。第4の政策、スポーツの推進につきましては、町体育施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、貸し館を主とした運営から、民間のノウハウを生かしたスポーツに親しむ施設へと大きく転換をいたしております。

町長就任から3年余り、議員各位のご協力を得ながら、町政に懸命に取り組み、人口減少と少子・高齢化という難局を克服するための施策、要は、地方創生の実践策を次々と展開してまいりました。しかし、まだ道半ばと感じております。とりわけ、現在建設中で来春完成予定の新交流拠点は、町民の交流の場、学びの場、情報交換の場、情報発信の場、集客の場、企業支援の場というような形で、オープン後の運営が鍵を握る施設でございます。私は、リーダーシップを発揮して、この施設を生かした地方創生に取り組み、町の魅力を高めて、人々が交流するまち、若者が移住、定住するまちへと布石を打ち、やがては人口減少の局面を転換していきたいと考えております。

また、今年度からは、本町として国連が提唱する持続可能な開発目標SDGsへの取り

組み、持続可能な松茂町を目指して諸施策を進めてまいりたいと考えております。今はまだその前段でございます。田畑において、豊かな実りを手に入れるためには、土地を耕し、種をまき、水をやり、雨風に備え、実りの季節を待ち、ようやく収穫する。このことができます。私の政策発展におきまして、これまでの3年間は、土地を耕し、種をまく段階でありました。今後、ふるさと松茂に地方創生という確かな実りをもたらすために、日々田畑に水をやる、このような形を思いまして、適切に施策を展開し、実りの季節を確かなものにする必要がございます。

議員各位をはじめ、多くの町民の皆様のお許しがいただけるならば、私は来年夏の町長選に再び立候補し、一貫した政策展開によって、4つの重要政策を着実に発展し、新交流拠点の魅力的な運営が進め、ふるさと松茂の地方創生を確かなものになりたいと考えております。

以上、藤枝議員へのご答弁とさせていただきます。私の思いに、多くの皆様のご賛同がいただけるのであれば幸いです。今後ともよろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 ご答弁どうもありがとうございました。町長は今、種をまいたところだと、これから実りのある収穫を迎えたいというふうなことで、次からも担うというふうなことをおっしゃられました。成果に期待するところがございますので、頑張りたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 議事都合により小休いたします。

午前11時27分小休

午前11時37分再開

○議長【佐藤道昭君】 それでは、再開いたします。

続きまして、日程第2、議案第61号「松茂町老人福祉センター『松鶴苑』に係る指定管理者の指定について」から、日程第4、議案第63号「長原ふれあい館に係る指定管理者の指定について」までの議案3件を一括して議題といたします。

この議案3件につきましては、私佐藤が、地方自治法第117条の規定に該当し、除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。副議長と交代いたします。

また、併せて、5番佐藤禎宏議員も同法規定に該当し除斥となりますので、退場を求め

ます。

議事都合のため、小休いたします。

午前 11 時 37 分小休

午前 11 時 39 分再開

○副議長【立井武雄君】 小休前に引き続き、再開いたします。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

山下長寿社会課長。

○長寿社会課長【山下真穂君】 それでは、私から議案第 61 号、松茂町老人福祉センター「松鶴苑」に係る指定管理者の指定について、及び議案第 63 号、長原ふれあい館に係る指定管理者の指定についての 2 議案について説明申し上げます。

まず、松茂町老人福祉センター「松鶴苑」に係る指定管理の指定についてですが、議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 61 号、松茂町老人福祉センター「松鶴苑」に係る指定管理者の指定について。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるというものでございます。

この指定管理におきましては、現在の指定管理者の指定期間が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了いたします。現在の指定管理者、社会福祉法人松茂町社会福祉協議会において適切に施設の管理運営を行っており、多くの方々にご利用をいただいております。つきましては、引き続き、社会福祉法人松茂町社会福祉協議会に、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者として指定するものでございます。

次に、議案第 63 号の説明に移ります。議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 63 号、長原ふれあい館に係る指定管理者の指定について。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるというものでございます。

本施設は、老人福祉の発展に寄与する施設であり、施設の所在する長原地区の高齢者の方々を中心にご利用いただくことなどから、地元自治会が管理することで、地域における高齢者の憩いの場の確保や心身の健康の増進が図られるため、長原自治協議会を指定管理先として指定するものです。

施設の指定管理期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間でござい

ます。

なお、以上2施設につきまして、公募によらない理由といたしましては、共に老人福祉の発展に寄与する施設であり、利用料収入が見込めないことから、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号に規定されております当該施設の性格、規模及び機能が公募に適さないと認められることによるものでございます。

以上、議案第61号、第63号の詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長【立井武雄君】 藤田福祉課長。

○福祉課長【藤田弘美君】 それでは、私から議案第62号、松茂町児童クラブに係る指定管理者の指定について説明を申し上げます。議案書の2ページをお開き願います。

議案第62号、松茂町児童クラブに係る指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、松茂町東部児童クラブほか、表に記載の全4施設でございます。2、指定管理者となる団体、徳島県徳島市津田町2丁目5番24号、株式会社高德、代表取締役、新田昌広。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までというものでございます。この指定管理者の指定につきましては、今年度末に現在の指定期間が満了するため、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、公募により指定管理者の募集を行いました。8月3日から8月27日まで申請の受付を行い、松茂町社会福祉協議会及び株式会社高德の2つの事業者から申請書の提出がございました。

候補者の選定につきましては、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条及び同条例施行規則第5条の規定に基づき、選定委員会を組織し、選考を行いました。去る10月1日、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した結果、選定委員会において、株式会社高德が候補者として選定されたものでございます。

なお、株式会社高德から提示のありました指定管理料は、指定期間5年間の合計で2億7,403万4千円でございます。今議会で可決賜りました後は、今年度末までに5年間の基本協定を締結するとともに、児童、保護者に混乱が生じないようにスムーズな指定管理者の移行に努めてまいります。

以上、議案第62号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長【立井武雄君】 以上で、詳細説明は終わりました。

これから、議案第61号から議案第63号までの議案3件について、一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

○副議長【立井武雄君】 これから、議案第61号から議案第63号までの議案3件について、一括して討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

○副議長【立井武雄君】 これから1件ずつ採決いたします。

議案第61号「松茂町老人福祉センター『松鶴苑』に係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【立井武雄君】 異議なしと認めます。

よって、議案第61号「松茂町老人福祉センター『松鶴苑』に係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○副議長【立井武雄君】 続きまして、議案第62号「松茂町児童クラブに係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【立井武雄君】 異議なしと認めます。

よって、議案第62号「松茂町児童クラブに係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○副議長【立井武雄君】 続きまして、議案第63号「長原ふれあい館に係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【立井武雄君】 異議なしと認めます。

よって、議案第63号「長原ふれあい館に係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

除斥しておりました議長と佐藤禎宏議員の入場を求めます。議長は、入場されて、議長席にお着きください。議長と交代いたします。

議事都合のため、小休します。

午前11時48分小休

午前11時49分再開

○議長【佐藤道昭君】 小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、日程第5、議案第64号「中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について」から、日程第7、議案第66号「中喜来地区農事集会場に係る指定管理者の指定について」までの議案3件を一括して議題といたします。

この議案3件については、8番藤枝善則議員が地方自治法第117条の規定に該当し、除斥となりますので、退場を求めます。

議事都合のため、小休いたします。

午前11時50分小休

午前11時50分再開

○議長【佐藤道昭君】 小休前に引き続き再開いたします。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

谷本産業環境課長。

○産業環境課長【谷本富美代君】 それでは、私の方から議案第64号から議案第66号までの3議案について、一括してご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書の4ページから6ページまでとなりますので、ご覧願います。

議案第64号、中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定についてと、議案第65号、中喜来地区北部農村公園に係る指定管理者の指定について、及び議案第66号、中喜来地区農事集会所に係る指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規

定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるというものでございます。

これらの施設は、令和3年3月31日に5年間の指定管理期間が満了することに伴い、引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、これまでと同様に、指定管理者を指定するものでございます。

なお、選定につきましては、3施設とも公募によらない選定としております。理由といたしましては、主たる利用者が施設の所在する自治会内であること、料金等の徴収が生じないことなど、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号に規定されております当該施設の性格、規模及び機能が公募に適さないと認められることによるものでございます。

以上のことから、これらの施設については、中喜来自治協議会をそれぞれ引き続き指定管理者として指定するものでございます。

以上、議案第64号から議案第66号の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、詳細説明は終わりました。

これから、議案第64号から議案第66号までの議案3件について、一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから、議案第64号から議案第66号までの議案3件について、一括して討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから1件ずつ採決いたします。

議案第64号「中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について」を採決いたします。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第64号「中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することを決定いたしました。

続きまして、議案第65号「中喜来地区北部農村公園に係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第65号「中喜来地区北部農村公園に係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第66号「中喜来地区農事集会所に係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第66号「中喜来地区農事集会所に係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

除斥しておりました藤枝善則議員の入場を求めます。

議事都合のため、小休します。

午前11時55分小休

午前11時56分再開

○議長【佐藤道昭君】 小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、日程第8、議案第67号「満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について」から、日程第12、議案第71号「長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定について」までの議案5件を一括して議題といたします。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 それでは、議案第67号、満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について、議案第68号、長岸コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について及び議案第69号、北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定

についての3議案を一括してご説明申し上げます。議案書の7ページをお開き、ご覧お願いいたします。

議案第67号、満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるというものでございます。次の8ページの議案第68号と9ページの議案第69号についても同様のものがございます。

これら3施設の指定管理者につきましても、先ほどご審議いただきました議案と同様に、今年度末の令和3年3月31日をもちまして現指定管理者との5年間の指定管理期間が満了いたします。つきましては、議案第67号、満穂コミュニティセンターは満穂自治会を、議案第68号、長岸コミュニティセンターは長岸自治会を、議案第69号、北地地区研修集会センターは北地自治会を、引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、指定管理者に指定するようお願いするものです。

これらの3施設は、主たる利用者が各施設の所在する地域の居住者であること、利用料等による収益が見込めない施設であることなどの理由から、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号の規定により、公募によらず地元自治会を指定管理者にするものとしております。

以上、議案第67号から議案第69号までの詳細説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 谷本産業環境課長。

○産業環境課長【谷本富美代君】 それでは、私の方から議案第70号と議案第71号のご説明をさせていただきます。議案書10ページと11ページをご覧ください。

議案第70号、豊岡地区農事集会所に係る指定管理者の指定についてと、議案第71号、長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるというものでございます。

これらの施設は、令和3年3月31日に5年間の指定管理期間が満了することに伴いまして、引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、これまでと同様に指定管理者を指定するものでございます。

なお、豊岡地区農事集会所につきましては、公募によらない選定といたしております。理由といたしましては、主たる利用者が施設の所在する自治会内であること、料金等の徴

収が生じないことなど、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号に規定されております当該施設の性格、規模及び機能が公募に適さないと認められることによるものでございます。

以上のことから、豊岡地区農事集会所につきましては、豊岡自治会を引き続き指定管理者として指定するものでございます。

一方の長原漁港製氷貯氷施設は、水産物の鮮度保持のため整備された施設で、現在長原漁協協同組合が指定管理者として管理をしております。令和3年3月31日に5年間の指定管理運営に関する協定期間が満了いたします。そのため、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、氷の販売収入が見込まれること、及び利用者が不特定多数であることから、選定につきましては公募といたしました。公募による申請は、長原漁業協同組合の1件でございました。

審査をいたしました結果、今まで適正に管理していると認められる団体でありましたので、引き続き長原漁業協同組合を指定管理者として指定するものでございます。

以上、議案第70号と議案第71号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、詳細説明は終わりました。

これから、議案第67号から議案第71号の議案5件について一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから、議案第67号から議案第71号までの議案5件について一括して討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから1件ずつ採決いたします。

議案第67号「満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。よって、議案第67号「満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、議案第68号「長岸コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第68号「長岸コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、議案第69号「北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第69号「北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、議案第70号「豊岡地区農事集会所に係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第70号「豊岡地区農事集会所に係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、議案第71号「長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】　　異議なしと認めます。よって議案第71号「長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、日程第13、議案第72号「松茂町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第30、議案第89号「令和2年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までの議案18件を一括して議題といたします。

以上、議案18件につきましては、各委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に、総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がないようなので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案18件については、会議規則第39号第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】　　異議なしと認めます。

よって、議案18件については、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午後12時07分小休

午後12時08分再開

○議長【佐藤道昭君】　　再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会。

議案第72号 松茂町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第74号 松茂町議会議員及び松茂町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

議案第75号 松茂町公園及び緑地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第79号 松茂町職員定数条例の一部を改正する条例

議案第82号 令和2年度松茂町一般会計補正予算（第6号）（所管分）

以上が総務常任委員会に付託する議案6件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

議案第78号 松茂町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第82号 令和2年度松茂町一般会計補正予算（第6号）（所管分）

議案第86号 令和2年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 令和2年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

議案第88号 令和2年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

議案第89号 令和2年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）

以上が産業建設常任委員会に付託する議案6件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

議案第76号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第77号 松茂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第80号 松茂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第81号 松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第82号 令和2年度松茂町一般会計補正予算（第6号）（所管分）

議案第83号 令和2年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第84号 令和2年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 85 号 令和 2 年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

以上が教育民生常任委員会に付託する議案 8 件でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長【佐藤道昭君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきまして、そのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案 18 件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について、事務局より説明いたします。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。議案付託表の裏面をご覧ください。予算決算特別委員会及び各常任委員会の日程でございます。

開催場所は、松茂町役場 3 階 301 委員会室でございます。

予算決算特別委員会、12 月 9 日水曜日午後 1 時から、教育民生常任委員会、12 月 11 日金曜日午前 10 時から。

産業建設常任委員会、12 月 11 日金曜日午後 1 時 30 分から。

総務常任委員会、12 月 11 日金曜日、午後 3 時から。

予算決算特別委員会、12 月 17 日木曜日、定例会終了後開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日 12 月 8 日から 12 月 16 日までの 9 日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、明日 12 月 8 日から 12 月 16 日までの 9 日間は休会と決定いたしました。

次回は 12 月 17 日午前 10 時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。

午後12時15分散会